

令和8年度募集分 「介護医療院」整備事業者募集要項

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

1 はじめに

本市における施設・居住系サービスの整備は、「第9期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2026）」に基づき計画的に進めています。

この整備計画に沿って、令和9年4月までに開設する（新築又は改修工事を伴う整備の場合は特例があります。下記2(3)を参照。）介護医療院の整備事業者を募集します。整備を希望される事業者におかれましては、この要項、関係法令（介護保険法、建築基準法、消防法、医療法等）及び関係条例等を遵守の上、ご応募ください。

2 募集内容について

(1) 募集数及び整備方法

- ・ 81人分（81人以内であれば定員を自由に設定いただけます。）
- ・ I型とII型、いずれの介護医療院も募集しますが、選定はI型を優先します。（I型の選定で募集数に達した場合は、II型の選定は行いません。）
- ・ 次のア～ウのいずれかに限ります。
 - ア 新築整備
 - イ 病院・有床診療所からの転換（一部転換を含みます。）※
 - ウ 既存建物を活用する整備（運営中（令和8年5月22日時点）の別事業からの転換はできません。）
- ※ 令和8年4月1日時点で病院・有床診療所の病床であった場所を介護医療院に転換する場合は、上記イの区分でご応募ください。上記イの場合は、「整備協議申出書」の提出時点で運営中であってもご応募いただけます。

(2) 募集する区域

市内の全区域

※臨海部防災区域の第1種区域・土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域を除きます。

※上記以外の災害区域に該当する場合は、要件を満たす場合に限り応募できます。

詳しくは、P5の「6 災害区域について」をご覧ください。

(3) 開設時期等

令和9年4月1日までの開設厳守（開設は各月1日に限ります。）

※新築又は改修工事を伴う整備の場合の特例

令和9年3月31日までに原則着工、令和10年4月1日までに原則開設

3 受付について

(1) 「整備協議申出書」（以下、「申出書」という。）の提出

令和8年5月22日（金）17時まで（必着）に提出してください。

- ・ 様式は、NAGOYA かいごネットの本募集要項と同じページからダウンロードできます。
- ・ 提出は原則メールとし、必ず期限内に到着確認の電話をしてください。（メールは応募者から発信してください。代行者による提出不可）
- ・ 本要項に係る質問は、「介護医療院の整備にかかる質問票」にて受付けます。令和8年5月8日（金）までに原則メールで当該質問票を送付し、送付後は期限内に到着確認の電話をしてください。後日、回答します。

(2) 「整備協議書」(以下、「協議書」という。)の提出

- ・協議書の様式や必要書類(提出書類一覧)は、申出書收受後にメールにて送付します。
- ・協議書にかかるご相談は、計画図面も含め申出書收受後に適宜受付けます。対面相談は、事前に本市と日程調整してください。なお、本市が求めた場合は、対面相談にご対応ください。また、対面相談には応募者の役員又は従業員が必ず同席いただき、内容確認にかかる協議書の控えをご持参ください。
- ・初回及び最終の各提出期限までに書類の不足・内容誤り等がないよう本市担当職員と十分打合せをし、確定した書類を提出してください。なお、打合せによる修正も想定されますので、当該期間を十分見込んでください。
- ・提出は原則メールとし、その都度必ず到着確認の電話をしてください。(メールは応募者から発信してください。代行者による提出不可)なお、提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受理いたしませんのでご注意ください。

ア 初回提出

令和8年6月12日(金)17時まで(必着)に提出してください。

イ 最終提出

令和8年7月10日(金)17時まで(必着)に提出してください。

最終提出の期限後は、応募者の都合による計画変更は認めません。

(3) 提出先

名古屋市健康福祉局介護保険課 (P7の「問い合わせ・書類の提出先」参照)

Mail : a2536@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(4) 注意事項

- ・応募書類に虚偽の記載をした場合は応募自体を無効とします。採択後に虚偽等が判明した場合は採択を無効とします。また、下記4の応募要件に該当しないことが判明した場合も応募等を無効とします。
- ・応募書類は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)に基づく開示の対象となることがあります。
- ・応募書類作成に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- ・申出書提出後にやむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、辞退届(様式は任意)を提出してください。

4 応募要件について

(1) 応募者等について

- ・医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者(以下、「法人等」という。)であること。
- ・次の①②いずれにも該当していない法人等(当該法人等と代表者を同一人物とする法人等も含む。)であること。
 - ①本市が実施した各種の事業者公募において併設計画として採択された併設事業所を開設後10年未満、かつ、協議書の最終提出期限より過去3年以内に廃止した法人等
 - ②本市内の介護保険施設・居住系サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・特定施設入居者生活介護・認知症高齢者グループホーム)を協議書の最終提出期限より過去3年以内に廃止した法人等
- ・安全性・収益性の観点から財務状況に支障がないこと。
財務状況に支障がないとは、次のことを指します。
 - 流動比率が、直近2年のいずれかの期で150%未満がないこと。
 - 自己資本比率が、直近2年のいずれかの期でマイナスがないこと。
 - 既存事業に係る年間事業費と本協議の借入分に係る年間償還額に相当する額を合わせた金額の12分の2以上の額を、現金、普通預金又は当座預金等で確保していること。なお、事業収益対事業利益率(サービス活動収益対経常増減差額比率)が、直近2年のいずれかの期でマイナスがある場合は協議事項とします。

- ・応募者（役員及び管理（予定）者を含む。）が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む。）や、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者でないこと。
暴力団員等でないかどうかを愛知県警察本部長に照会します。協議書の「愛知県警照会用」のデータは、必ずエクセル形式のままメールで提出してください。
- ・協議書の最終提出期限までに理事会等の議決等で意思決定を経ていること。
定款（寄附行為）の変更については、応募前に変更する必要はありませんが、「定款（寄附行為）変更認可」の見込みについて、あらかじめ法人所管課に相談してください。
- ・欠格事由に該当しないこと。
施設の開設許可にあたっては欠格事由があります。介護保険法の規定により、設備・運営基準に従った適正な運営ができないと認められるとき等のほかに、開設許可取消履歴（取消から5年を経過していない。）等や5年以内にサービスについて不正又は著しく不当な行為をしたことがある等の場合は、施設の開設許可を行いません。また、施設の開設許可時に応募者の運営する事業所に人員基準等の問題がある場合は、問題が解消されるまで開設許可を行いません。

(2) 建物について

- ・建物の所有権は、原則、全て応募者にあること。（抵当権等の施設存続の支障となりうるような権利設定がないこと。）特例として、賃貸建物による整備も可能ですが、賃貸借契約の期間は30年以上あること。
- ・既存建物を活用する場合は、昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものか、又は、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物であって、耐震調査を実施し新耐震基準を満たすもの或いは耐震補強済みのものであること。
- ・消防法施行令改正の経過措置にかかわらず開設許可申請書類の提出期限までに消防用設備の基準を満たすこと。
- ・病院又は有床診療所の病床を転換する場合は、所管部署に了承を得ること。
- ・建物の一部を介護医療院として使用する場合は、共用可能な設備以外の区画を明確に分けること。

(3) 土地について

- ・土地の所有権は、原則、全て応募者にあること。（抵当権等の施設存続の支障となりうるような権利設定がないこと。）特例として、借地における整備も可能ですが、原則、地上権又は賃借権の設定登記をしていること。定期借地の場合は、その期間は30年以上あること。また、借地料は近隣の土地の賃借料と比較して著しく高額でないこと。
土地を、①贈与により取得する場合は、土地の贈与契約書（参考様式あり）等の写しを添付し、②購入により取得する場合は、土地売買予約確約書（参考様式あり）を締結しその写しを添付してください。
- ・建築基準法等による建築不可能な土地（公道に接していない等）でないこと。
また、用途地域において介護医療院を整備可能であり、面積及び建ぺい率・容積率において計画している定員の介護医療院を整備可能であること。
開発行為を伴う工事を計画の場合や、市街化調整区域での建設計画の場合には、事前に名古屋市住宅都市局開発指導課（名古屋市役所西庁舎2階 ☎972-2770）へご相談ください。

(4) 安全対策の強化について

- ・施設の敷地内に既設の塀（ブロック塀等）をはじめ安全性に問題があるものがある場合は、撤去する（塀以外の場合は対策を含む。）計画とすること。
協議書提出時に改善計画を提出してください。ブロック塀等の安全点検方法は、NAGOYA かいごネットの本募集要項と同じページにある「ブロック塀の安全点検について」で確認してください。

(5) 関係者への説明について

- ・施設建設により日照・騒音等の影響を受けると考えられる地域住民、町内会、利用者及びその他関係者に、協議書の最終提出期限までに施設建設について説明していること。採択後にトラブル等が起こらないよう、採択後も継続的に説明すること。
説明にあたっては、「名古屋市に協議し、事業計画が採択されなければ事業化されない。」旨の説明をするなど十分留意してください。

(6) 資金計画について

- ・事業実施にかかる必要な自己資金（施設建設にかかる自己資金、建設用地購入費及び事業運転資金等）が確保されており、事業運営にかかる資金収支計画に支障がないこと。
整備に必要な資金については、次のア～エの条件で資金計画を作成してください。

ア 収支計画

収支計画は、**最多負担年度の収支を見込むこと**。独立行政法人福祉医療機構（以下、「福祉医療機構」という。次ページ5(2)に福祉医療機構の融資額算定方法概要を掲載）から融資を受ける場合は、融資率を90%とし利率は3.6%で算定すること。また、収支計画には**借入償還額（土地購入による借入金を含む。）**を含めて作成すること。

収入や支出の見込みは、入所者の確保や、職員の採用・配置計画等の人件費の積算等を十分に精査してください。

イ 整備資金

施設・設備整備費の3%以上に相当する額を、現金等の流動性が高い資産で確保していること。

ウ 運転資金

事業開始から施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、**施設の年間事業費の12分の2以上に相当する額を、現金、普通預金又は当座預金等で確保していること**。

この他に、事務費（施設開設までの経費）の資金確保も別途必要です。

エ 寄附金

寄附を受ける場合は、書面による贈与契約が締結され、その寄附が確実であること。また、寄附者の借入れによる寄附でないこと。

寄附の確実性は、寄附者の所得、資産状況、営業実績等から確認します。また、寄附予定の資金は、協議書提出後も確実に有している必要があるため、寄附者の残高証明及び現金通帳を確認することがあります。

<イメージ図>

【資金計画フレーム】

施設・設備整備費			運転資金	土地代等
建築費、設計監理費	備品費	その他 (造成等)		

【資金の財源フレーム】

借入金	現有資金又は 寄附金等	現有資金 又は寄附金等	借入金	現有資金 又は寄附 金等

5 留意事項について

(1) 建物について

- ・施設建設にあたっては、施設利用者の精神的なゆとりとやすらぎのある生活環境づくりに配慮した計画であるとともに、省エネルギー及び環境に配慮した措置を講ずるよう努めることが求められています。（「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」及び同条例第91条第1項に基づき定められた「建築物環境配慮指針」を参照）

具体的には、建物の断熱性の向上、屋上庭園等十分な緑化及びリサイクル製品（間伐材、リサイクルタイル等）の使用などに配慮することが必要です。

その他、地元経済の振興を図る観点から、施設建設の工事請負を受注した施工業者の下請けは、地元企業とすることが望ましいです。

(2) 借入金について

- 借入金融機関の取扱いに変更があった場合は、変更後の内容により再度の収支積算（収支計画の見直し）が必要で、その場合は、自己資金の増額など大幅に計画を見直すことになるため、再度、応募者と協議します。

参考：福祉医療機構（医療貸付金：介護医療院の建築資金）融資額算定方法の概要
所要額（建築工事費と設計監理費）×融資率90% } いずれか低い額
限度額1,200,000千円（令和7年度）

【問い合わせ先】福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係
電話 (03) 3438-9937 FAX (03) 3438-0583

(3) 開設準備経費補助（地域医療介護総合確保基金：未確定）について

- 開設準備経費補助金の補助対象となる場合があります。
（参考）令和7年度補助単価：1,036千円×定員

(4) 財産処分について

- 国又は自治体から補助金を受けて取得した財産を転用などする場合は、介護医療院の開設許可までに財産処分の手続きが必要です。なお、補助金の返還が生じる場合があります。

(5) 非常災害対策について

- 非常災害時を想定した食料と飲料水の備蓄（食料は入所者及び従業員の3日分、飲料水の目安は1人当たり1日3リットル）が必要です。

(6) 防犯対策について

- 地域に開かれた施設運営を実施するとともに、外部からの不審者侵入等に対する防犯対策への取り組みを実施してください。なお、入所者の行動を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないようご留意願います。

(7) 感染対策について

- 感染症の防止及び発生に備えた設備を整えてください。

(8) 名古屋市厚生院特別養護老人ホーム入所者の受入れについて

- 名古屋市厚生院特別養護老人ホーム（令和9年度末廃止予定）に入所している医療依存度の高い入所者の受入れについて施設整備中からご協力をお願いする場合がございます。

6 災害区域について

(1) 災害区域の確認方法（災害区域の区分は、次の(2)及び(3)をご確認ください。）

- 災害区域の確認は、NAGOYA かいごネットの本募集要項と同じページにある「事業者募集にかかる災害区域の確認について」から行ってください。
- 今回の募集については、令和8年6月1日時点で制定されている区域で判定します。
なお、補助金については、補助金交付時点で制定されている区域で判定します。

(2) 災害レッドゾーン

- 災害危険区域（臨海部防災区域）、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域のいずれかに該当する場合は災害レッドゾーンです。災害レッドゾーンのうち臨海部防災区域の第2～4種の地域以外は応募することができません。また、臨海部防災区域の第2～4種の場合も、次ページの＜要件該当項目＞のa・b・cをすべて満たす必要があります。

(3) 災害イエローゾーン

・土砂災害警戒区域に該当する場合、もしくは浸水想定区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、津波浸水想定区域、津波災害警戒区域における最大浸水深又は基準水位（以下「浸水深等」という。）が0mを超える場合は災害イエローゾーンです。

①災害イエローゾーンのうち、土砂災害警戒区域に該当せず、各想定(警戒)区域の浸水深等が1m未満であれば次の<要件該当項目>のa・bをいずれも満たす必要があります。

⇒ 募集要項上、**災害イエローゾーン①**

②災害イエローゾーンのうち、土砂災害警戒区域に該当するか、もしくは各想定(警戒)区域の浸水深等が1m以上の場合は、次の<要件該当項目>のa・b・cをすべて満たす必要があります。

⇒ 募集要項上、**災害イエローゾーン②**

<要件該当項目> 該当区域の場合は、協議書提出時に要件を満たしていることを確認します。

a	災害区域の想定しうる被災リスクに対して、 <u>被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策を実施</u> する予定であること。（入所者や職員が避難できる場所の確保、止水板の設置等）
b	災害区域の想定しうる被災リスクへの対策が <u>非常災害対策計画、避難確保計画等に記載</u> する予定であること。
c	災害区域の想定しうる浸水深等以上の高さに入所者や職員が <u>垂直避難</u> できる構造であること。

7 今後の日程について（予定）

日程は、事情により変更になることがあります。

区 分	事 項
令和8年3月27日（金）	○整備事業者募集開始
5月22日（金）	○申出書の提出期限（法人→市）
6月12日（金）	○協議書の初回提出期限（法人→市）
7月10日（金）	○協議書の最終提出期限（法人→市）
7月中旬～9月上旬	○協議内容審査・現地確認・ヒアリング ○特別養護老人ホーム等整備事業者評価委員より意見聴取
9月中旬	○事業者の採択 ※1 ○結果通知（市→法人） ※2
9月下旬～※3	○設計、建築確認、着工等
開設許可の2か月前（末日）まで	○開設許可・管理者承認申請書類の提出（法人→市）
～令和9年4月※3	○開設許可・管理者承認（市→法人） ○開設

※1 事業者の採択について

- ・P8の「選定基準」に従い、協議書、現地確認及びヒアリングをもって選定します。
- ・選定はI型を優先します。（I型の選定で募集数に達した場合は、II型の選定は行いません。）
- ・最終的な選定は特別養護老人ホーム等整備事業者評価委員における意見聴取の上行います。
- ・評価点の高い計画を優先して選定することから、選定順位によっては希望された計画定員数以下で選定される場合があります。希望数以下でも採択を希望される場合は、必ず申出書にて「希望する」旨を選択してください。
- ・採択した応募者の辞退等により募集数に空きが生じた場合は、採択されなかった応募者のうち選定順位の高い計画から調整させていただく場合があります。

※2 結果通知は、採択あるいは不採択にかかわらず応募者に通知予定です。

※3 新築又は改修工事を伴う整備の場合は、令和9年3月31日までに原則着工し、令和10年4月1日までに原則開設してください。

— <問い合わせ・書類の提出先> —

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目7番12号 サカエ東栄ビル3階

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 栄分室

電話 052-212-6533 FAX 052-959-4155

Mail : a2536@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※来庁の際は、必ず事前に本市と日程調整してください。

— <NAGOYA かいごネットについて> —

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/>

次のものを掲載していますので、本募集要項と同じページからご確認ください。

- *介護医療院の整備にかかる質問票【様式】
- *整備協議申出書【様式及び記載例】
- *介護医療院の基準（概要）
- *設計・施工上の標準としての技術的基準（身体障害者等の利用を配慮した設計を行う際の基本動作寸法：福祉都市環境整備指針）
- *事業者募集にかかる災害区域の確認について
- *ブロック塀の安全点検について

選定基準

評価項目		具体的な視点	配点 詳細	
1 法人の状況(30点)				
(1)	介護医療院等の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院の運営実績を有する法人等 ・上記に該当せず介護保険施設の運営実績を有する法人等 ・上記に該当せず認知症高齢者グループホーム又は特定施設入居者生活介護の運営実績を有する法人 ・上記に該当せずその他の介護保険事業実績を有する法人等 ・その他の法人等 ※R8.6.1時点で運営中の実績	10 5 3 1 0	10
(2)	働きやすい職場づくりにつながる、名古屋 市が認定する企業としての 取組み実績	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援企業 ・女性の活躍推進企業 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業 ・障害者雇用促進企業 等 ※R8.6.1時点の介護人材確保・定着の観点での取組み認定	5~0	5
(3)	法人の財務状況	法人の財務状況に問題がないこと	15~0	15
2 整備計画地の状況(5点)				
介護医療院の整備が進んでいない区域の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院の存在しない区 ・介護医療院の存在する(採択済を含む)区 ※北、中村、昭和、中川、南、守山、緑、天白:R8.4.1時点	5 0	5
3 整備計画内容について(65点)				
(1)	医療機関の併設	<ul style="list-style-type: none"> ・入院可能な医療機関の併設あり ※同一敷地内又は隣接敷地内も可	5	5
(2)	併設事業の在宅介護 支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・みなし指定以外の事業を実施 ・みなし指定のみの事業を実施 	5 3	5
(3)	入所者の安全に配慮 された構造・設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策 ・感染症対策 ・防犯対策 	5~0 4~0 1~0	10
(4)	療養室の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット型個室又は従来型個室 ・定員数の10%以上が個室 	5 3	5
(5)	ICT・介護ロボットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り機器等の介護ロボットの導入 ・インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器の導入 ・介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器の導入 	2~0 2~0 1~0	5
(6)	医療依存度の高い入 所者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・レスピレーター ・中心静脈栄養 ・透析 ・気管切開 ・モニター測定 	1 1 3 1 1	7
(7)	認知症ケア、自立支 援・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケア(BPSDの予防・早期対応)にかかる独自の具体的な取組み ・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進する独自の具体的な取組み 	2.5 2.5	5
(8)	社会福祉事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・無料低額介護医療院を実施 	3	3
(9)	人材確保・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な職員数を継続的に確保するための取組み ・質の高い人材を育成するための取組み ・定着率を上げるための取組み 	10~0	10
(10)	地域に開かれた運営 を行うための具体的な 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・施設行事への招待 ・地域行事への参加 ・近隣学校等との交流 ・教室・相談会の開催 ・災害時の連携体制 等 	10~0	10
合計			100	

- 最終協議書の提出期限より過去3年以内に、本市が実施した各種の事業者公募において、採択されたにもかかわらず辞退した応募者、もしくは特養併設計画として採択された併設事業所を開設しなかった応募者は、合計点より5点減点する。
- 合計点から減点した後の点数を評価点とし、当該点数が高い事業者を選定する。
評価点と同じ点数の場合は、災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン②以外の地域での整備を優先(災害レッドゾーンと災害イエローゾーン②が同点の場合はイエローゾーンを優先)し、次に「3 整備計画内容について」の合計点が高い計画を優先し、次に「1 法人の状況 (3)法人の財務状況」の点が高い計画を優先する。
- 次のいずれかの場合は、最低基準に満たないとし選定しない。
 - ・ 「1 法人の状況 (3)法人の財務状況」が0点の場合
 - ・ 「3 整備計画内容について」の合計点が25点未満の場合

※原則、メールで送付してください。

名古屋市健康福祉局介護保険課

介護医療院整備担当者 宛

Mail : a2536@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

FAX : 052-959-4155

TEL : 052-212-6533

介護医療院の整備にかかる質問票

送信日	年 月 日 ()
送信元	法人名 : 所在地 : TEL : FAX : E-mail : 担当者 :
件名	
質問	

令和8年5月8日（金）まで質問を受け付けます。

介護医療院整備協議申出書 ＜令和8年度募集分＞

年 月 日

(宛先)名古屋市健康福祉局長

法人所在地

法人名

代表者職・氏名

募集要項の各種要件を満たすことを確認した上で、下記のとおり施設整備の協議を申し出ます。

記

類型	型
区分	<input type="checkbox"/> 新築整備 <input type="checkbox"/> 病院等からの転換 <input type="checkbox"/> 既存建物を活用する整備
施設整備の所在地(予定地)	
計法定員	人
	<small>※計法定員以下での採択についての希望の有無</small> <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
介護医療院の事業開始予定日	令和 年 月 1 日
併設予定事業の種別(定員等)	
新築又は改修工事を伴う整備の場合 着工予定日	令和 年 月 日
病院等からの転換の場合 病院等の名称	
転換する病床の種類	
新築整備以外の場合 建物の活用方法 <small>病院等を含め既存建物を活用する場合で、一部を介護医療院とする場合は、建物の区画がわかるようフロアごとの用途を記載してください。</small>	
担当者	部署名
	職種
	氏名
	電話番号
	メールアドレス

＜添付書類＞

位置図(住宅地図等で施設整備予定地の位置・範囲を示したもの)
今後、この他にも必要な書類の提出を求める場合があります。

(2枚目につづく)

災害区域等について

※申出書作成時点の状況をご記入ください。また、全項目、必ず回答してください。

1 災害レッドゾーン

	施設所在地の状況について チェックしてください	備考
災害危険区域 (臨海部防災区域)	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第3種 第1種に該当する場合は 応募できません <input type="checkbox"/> 第4種	全域: 港区 一部: 熱田区、中川区、南区 ※該当する場合は区分(第1～4種)を 選択してください。
土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 非該当 該当する場合は 応募できません	土砂災害警戒区域に該当する場合は、 災害イエローゾーンに記載してください。
急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/> 非該当	一部: 千種区、瑞穂区、南区、守山区、 緑区、名東区、天白区

2 災害イエローゾーン

(1)土砂災害警戒区域

	施設所在地の状況について チェックしてください	備考
土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当	どちらかにチェックしてください。

* 土砂災害警戒区域に該当する場合は、災害イエローゾーン②です。

(2)浸水想定区域等

	施設所在地の状況について 記載してください	備考
浸水想定区域	雨水出水浸水 m(未満)	想定される最大浸水深を記載してください。 (区域外の場合は0mと記載してください。) 津波災害警戒区域は、基準水位を記載 してください。
	洪水浸水 m(未満)	
	高潮浸水 m(未満)	
都市洪水想定区域 都市浸水想定区域	※最も深い浸水深を 記載してください m(未満) ※河川の名称を記載 してください	
津波浸水想定区域	m(未満)	
津波災害警戒区域	m(未満)	

* 浸水想定区域、都市洪水・浸水想定区域、津波浸水想定区域、津波災害警戒区域の最大浸水深及び基準水位
(以下「浸水深等」という。)がすべて0mの場合に限り、災害区域外です。

* 浸水深等のいずれも1m未満であれば、災害イエローゾーン①です。

* 浸水深等のいずれかに1m以上があれば、災害イエローゾーン②です。

3 施設所在地の状況

施設所在地について、該当する項目にチェックをしてください。該当する項目が複数ある場合は、該当する項目すべてにチェックしてください。

要件を満たしていない場合は応募できません。なお、協議書で満たしていることを確認します。

<input type="checkbox"/>	臨海部防災区域の第2～4種区域であり、a・b・cをすべて満たします。
<input type="checkbox"/>	災害イエローゾーン①であり、a・bともに満たします。
<input type="checkbox"/>	災害イエローゾーン②であり、a・b・cをすべて満たします。
<input type="checkbox"/>	災害区域外です。

* a・b・cの各要件は、P5の「6 災害区域について」でご確認ください。

4 安全性に問題のある塀(ブロック塀等)

<input type="checkbox"/>	有
<input type="checkbox"/>	無

* 安全性に問題のある塀(ブロック塀等)の点検方法等はNAGOYAかいごネットの本募集要項と同じページにある「ブ
ロック塀の安全点検について」で確認してください。

* 有の場合は、協議書提出時に改善計画の提出が必要です。